

## 付託議案説明資料

# 条 例 ・ 事 件 決 議

令和8年3月24日

財 務 部

## 第61号議案 兵庫県税条例等の一部を改正する条例

### 1 制定の理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人県民税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税等に係る規定について所要の整備を行う。

### 2 制定の概要

#### (1) 兵庫県税条例の一部改正

##### ア 個人県民税

(ア) 地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、次のとおり所要の整備を行う。

a 令和10年度以後の各年度分の所得割の額から控除する特例控除額の控除限度額を、所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円（指定都市に住所を有する者の場合には、386,000円）とのいずれか低い金額（現行所得割の額の100分の20）とする（第18条の3及び附則第9条の5関係）。

b 所得割の額から控除する特例控除額及び申告特例控除額について、所得税の基礎控除の額の引上げに対応する額が算定されるよう、所要の整備を行う（第18条の3及び附則第9条の6の2関係）。

c 特例控除額及び申告特例控除額の算定に用いる割合について、防衛特別所得税の創設及び復興特別所得税の課税期間の延長等に対応する額が算定される率とする（附則第9条の5の2及び第9条の6の3関係）。

d 特定暗号資産の譲渡等に係る譲渡所得等に対する分離課税の特例が創設されたことに伴い、特例控除額の算定に用いる割合の特例を定める（附則第9条の5関係）。

(イ) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合における所得割の医療費控除の特例について、その適用期限（現行令和9年度分まで）を撤廃する（附則第8条の3関係）。

(ウ) 住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を令和25年度（現行令和20年度）まで、当該控除の対象となる家屋の居住年の期限を令和12年（現行令和7年）まで延長するとともに、所得税の基礎控除の額の引上げに伴う当該控除の控除限度額の算定への影響を排除するための規定を設ける（附則第9条の4の2関係）。

(エ) 肉用牛の売却による事業所得の所得割の課税の特例措置の適用期限を令和12年度（現行令和9年度）まで延長する（附則第9条の7関係）。

(オ) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等に対する分離課税の特例を適用しないこととする措置の期限を令和11年3月31日（現行令和8年3月31日）まで延長する（附則第27条関係）。

- (カ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に対する分離課税の特例措置について、当該譲渡の時において地すべり防止区域にある等の一定の土地等を適用対象から除外した上で、その適用期限を令和11年度（現行令和8年度）まで延長する（附則第29条関係）。
- (キ) 非課税口座内の少額上場株式等の譲渡所得に係る非課税措置について、未成年者に係る非課税口座及び特定課税未成年者口座において契約不履行等事由が生じた場合は県民税を課すものとする（附則第33条の2関係）。
- (ク) 暗号資産取引業者に対して特定暗号資産の譲渡等をした場合における譲渡所得等について、分離課税の特例を設けるとともに、当該譲渡等により生じた損失の金額のうち、その譲渡等をした年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額がある場合には、一定の要件の下で、当該控除しきれない金額をその年の翌年以降3年内の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額から控除することを可能とする（附則第33条の4及び第33条の5関係）。
- イ 不動産取得税
- (ア) 災害危険区域等内において新築された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築された住宅（以下「特定区域内住宅」という。）並びにその土地について、不動産取得税の課税標準等の特例措置の対象から原則として除外する（第48条の2及び第56条関係）。
- (イ) 土地の取得に係る免税点を16万円（現行10万円）に、家屋の取得に係る免税点のうち建築に係るものについては1戸につき66万円（現行23万円）に、その他のものについては1戸につき34万円（現行12万円）にそれぞれ引き上げる（第50条関係）。
- (ウ) 宅地建物取引業者等が新築の住宅を取得したものとみなす日を住宅の新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置及び新築の住宅の用に供する土地の取得に係る減額措置を認める土地の取得から住宅の新築までの経過年数を3年又は4年（本則2年）に緩和する特例措置の適用期限を令和13年3月31日（現行令和8年3月31日）まで延長する（附則第15条関係）。
- (エ) 都市再生特別措置法に係る認定事業の用に供する不動産の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和11年3月31日（現行令和8年3月31日）まで延長する（附則第15条の2関係）。
- (オ) 認定長期優良住宅の新築による取得について、特定区域内住宅を適用対象から除外した上で、その価格から1,300万円（本則1,200万円）を控除する課税標準の特例措置の適用期限を令和13年3月31日（現行令和8年3月31日）まで延長する（附則第15条の3関係）。
- (カ) 重点的に医師の確保を図る必要がある一定の区域内において、診療所の用に供する不動産を取得した場合の課税標準について、当該取得が令和10年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格から2分の1に相当する額を控除するものとする（附則第15条の5関係）。

## ウ 軽油引取税

税率を当分の間1キロリットルにつき32,100円（本則1キロリットルにつき15,000円）とする特例及び揮発油の価格高騰時において当該特例の適用を停止する規定を削除する（附則第21条の5及び第21条の6関係）。

## エ 自動車税

- (ア) 自動車税環境性能割の廃止に伴い、関係規定の整備を行う（第4条、第114条、第115条、第119条から第125条の4まで及び附則第21条の6の2から第21条の8まで関係）。
- (イ) 自動車税種別割を自動車税と改称すること及び(ア)に伴い、関係規定の整備を行う（第116条から第118条まで、第125条の5から第129条まで、附則第22条及び第22条の2関係）。
- (ウ) 電気自動車等の地方税法が定める環境への負荷の小さい自動車に対する当該自動車が初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割の税率をおおむね100分の75軽減する特例措置について、営業用乗用車であるガソリン自動車等を除き、初回新規登録の期限を令和10年3月31日（現行令和8年3月31日）まで延長する（附則第22条関係）。

## オ その他

引用条文を改める等規定の整備を行う（第4条、第11条の2、第32条の9の2、第44条の2、第50条及び第116条並びに附則第6条、第9条の4から第9条の5まで、第9条の7、第15条の2、第22条の2、第26条の2から第28条まで、第31条、第32条、第33条の3、第34条から第34条の3まで及び第48条関係）。

- (2) 次に掲げる条例について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の引用条文を改める。

ア 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例（第5条関係）

イ 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（第6条関係）

- (3) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び租税特別措置法施行令の引用条文を改めるほか、所要の整備を行う（第2条及び第6条関係）。

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

令和8年4月1日。ただし、次のアからキまでについては、当該アからキまでに掲げる日

ア 2(1)オの一部並びに(2)及び(3) 公布の日

イ 2(1)ア(ア)a、(イ)、(ウ)の一部及び(キ)並びにオの一部 令和9年1月1日

ウ 2(1)ア(ア)c及び(ク)の一部 令和10年1月1日

エ 2(1)オの一部 令和10年4月1日

オ 2(1)イ(ア)及び(オ)の一部 令和11年4月1日

カ 2 (1) オの一部 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日

キ 2 (1) ア(ア)d、(ク)及びオの一部 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(2) 経過措置

2 (1) アからエまでの税目について、所要の経過措置を定める。

(3) 兵庫県税証紙徴収条例の一部改正

兵庫県税条例の一部改正に伴い、規定の整備を行う（第1条、第3条及び第4条関係）。